

総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドライン 改正概要（2024（令和6）年9月）

- 共通事項
 - 2025年度以降「実排出係数」への変更に伴い、電力量認証及びクレジット発行申請書の提出期限を毎年度1月末に変更
 - 再エネクレジット「発行」年度において、都が当該年度に使用するものとして公表する「都内平均排出係数」を用いる旨を明記
 - 電力量認証とクレジット発行の同時申請の徹底を明記
 - バイオマスの基準適合に関する規定を追加し、特定バイオマス発電の要件を追加
- 第3部その他削減量の算定方法等
 - RPS法の経過措置の終了に伴う変更
- 第3計画期間から第4計画期間へ時点修正
- その他軽微な修正